

入札制度の見直しについて（令和8年度より）

各務原市では、例年、国等の制度改正や社会情勢の変化などにより、契約制度の見直しを行なっております。令和8年度におきましても令和8年4月1日より下記のとおり制度改正を行います。

○「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡承諾事務取扱要領における失効期間の延長について

国土交通省からの改正通知があり上記融資制度が延長されたことに伴い、各務原市においても地元企業の資金調達の円滑化を図るため、要領の失効時期を令和8年3月31日から令和13年3月31日まで延長します。

各務原市 HP リンク先

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/902/20260401-kennsetu.pdf

○各務原市入札監視委員会運営基準の改正について

各務原市建設工事の請負契約に係る入札及び契約情報等の公表に関する要綱の改正に伴い、原則、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が400万円以下のものは審議対象から除外します。

各務原市 HP リンク先

https://www.city.kakamigahara.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/902/20251001-iinnkai.pdf

○契約締結後における提出書類の押印の見直しについて

デジタル時代に向けた規制等の見直しの一環として、押印の必要性について検証した結果、契約締結後における提出書類について別紙のとおり押印の廃止を行います。

以上